

令和8年3月20日～3月26日

# 春の火災予防運動



春の火災予防運動を実施します。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

## 1 地震火災への対策

### 大規模地震による火災の過半数は電気が原因！！

大規模地震発生時には、火災が同時多発的に発生するおそれがあるため、消防力が不足し、住宅密集地などでは大規模な火災発生リスクが高くなります。また、地震に伴う停電の復旧後に再通電することで出火する、いわゆる「通電火災」の発生が懸念されます。

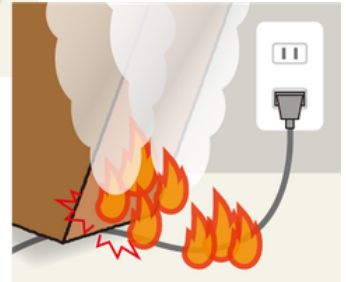


通電火災が発生した場合、住民が避難所などへ避難しており、出火時の初期消火が行えないといったおそれがあります。

平成23年に発生した東日本大震災では、108件の地震火災のうち、通電火災を含む電気火災が58件発生しており、全体の半数以上を占めています。

### 「通電火災」のメカニズムとは？

- 配線が転倒した家具などの下敷きになり、損傷した配線に再通電することで、発熱発火する。
- 落下したカーテンや洗濯物といった可燃物がヒーターに接触した状態で再通電することで、着火する。
- 転倒したヒーターや照明器具などが可燃物に接触した状態で再通電することで、着火する。



### 「通電火災」を防ぐには「感震ブレーカー」が効果的！！

地震時の電気火災を防ぐためには、避難時にブレーカーを落とすなど電気を遮断することが有効ですが、大規模地震における避難の際は緊迫した状況であり、自宅のブレーカーを自ら落とすという行動は非常に困難です。また、外出時に地震が発生した際などは、電気を遮断することはできません。

そこで、地震発生時の電気火災対策として「感震ブレーカー」があげられます。感震ブレーカーとは、大規模地震が発生した際に、一定値以上の揺れを感知すると、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に遮断する装置であり、転倒した電気ストーブや断線したコードへの電力供給を自動的に停止させるため、地震時の電気火災対策として非常に効果的な装置です。

### 感震ブレーカー



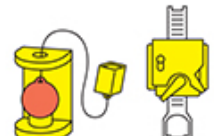
分電盤タイプ  
(内蔵型)



分電盤タイプ  
(後付型)



コンセントタイプ

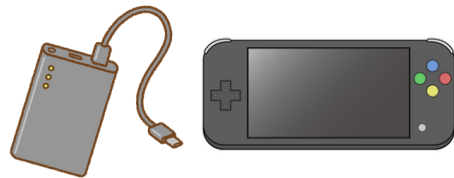


簡易タイプ

## 2 リチウムイオン電池からの火災に注意

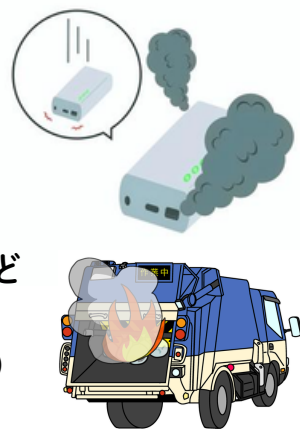
### 「リチウムイオン電池」火災のメカニズムとは??

モバイルバッテリーや小型ゲーム機などのリチウムイオン電池は、電解液として可燃性の有機溶剤を使用しているため、衝撃などにより内部の正極板と負極板が短絡し、急激な加熱後、揮発した有機溶剤に着火して出火に至ります。



### 「リチウムイオン電池」火災を防ぐためのポイント!

- ・取扱説明書どおりに使用し、圧力や衝撃を与えない。
- ・充電器やバッテリーは、付属品やメーカー指定のものを使用する。
- ・高温や水に触れる場所を避けて、適切に保管する。膨張、異音、異臭などの異常がある場合は使用しない。
- ・PSEマーク（安全基準の検査に合格した電気製品に表示されるマーク）が付いていて、製造・販売元が明示されている製品を使用する。
- ・一般ごみに混ぜるとごみ収集車などの火災につながるため、絶対に他のごみに混ぜない。処分する際は、メーカーや販売店の製品回収サービスを利用するか、JBRC協力店に置いてある「リサイクルBOX」、もしくは「使用済小型家電回収BOX」に入れる。  
※JBRC協力店については、「一般社団法人JBRC『協力店・協力自治体』」を検索



## 3 林野火災対策の徹底

春先から5月頃は山菜採りやキャンプなどで入山者が増加する時期であり、空気が乾燥することで、林野火災が発生するおそれが高くなります。また、令和8年1月1日から、「林野火災注意報・警報」の運用が開始されました。

「林野火災注意報・警報」は林野火災が起こりやすい時期に、林野火災の予防上「注意」が必要と判断される気象状況になった際や、林野火災の予防上「危険」な状況になった際に発令し、火の使用を制限するものです。林野火災の多くは人の不注意によるものです。山火事を防止し、尊い人命と貴重な財産を火災から守るため、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



### 林野火災対策として次のことに注意!!

- ・枯れ草などの火災が起こりやすい場所での、火の取り扱いには十分注意する。
- ・たき火などを行う場合はその場を離れず、終了後は完全に消火する。
- ・強風及び乾燥時は、たき火や火入れを行わない。
- ・喫煙は、指定された場所で行い、吸い殻は必ず消火するとともに、投げ捨てはしない。
- ・火気を使用する場合は、消火用の水などを準備する。
- ・火遊びは絶対にしない。



### お問い合わせ

嶺北消防署	〒919-0413	坂井市春江町随応寺17-10	Tel.0776-51-0911
嶺北あわら消防署	〒919-0633	あわら市花乃杜五丁目2-3	Tel.0776-73-0119
嶺北丸岡消防署	〒910-0301	坂井市丸岡町愛宕1-1	Tel.0776-66-0119
嶺北三国消防署	〒913-0042	坂井市三国町中央一丁目1-36	Tel.0776-82-6119

